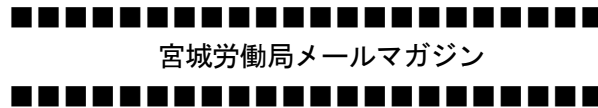


2020年12月4日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

《局長だより》

《お知らせ》

1. 「雇用調整助成金」の特例措置等の延長及び申請期限について
2. 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口の設置について
3. 守ってね！最低賃金。
4. 職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防の徹底をお願いします！
5. VRで労災を体験！体験会申込者募集中！！
6. 就職氷河期世代を対象とした企業向け採用活動支援セミナーの開催について（委託事業）
7. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
8. 冬期における年次有給休暇の取得促進について
9. 「えるぼし認定」企業として2社、「くるみん認定」企業として1社を認定しました！

《局長だより》

10月の有効求人倍率は1.16と前月比0.02ポイント上昇し、18か月ぶりの上昇となりました。今年に入ってから下降が続いていたものが、8、9月の1.14で下げ止まり上昇に転じた形ですが、このまま上昇し続けるかは不透明です。というのも新規求人数が前月比で減少し、新規求人倍率も1.85と4か月ぶりに減少したためです。事業主都合による離職者が増加している動きも見られ、新型コロナウイルス感染症の再拡大の動きもあり、雇用情勢は先行きが見通せない状態です。

一方、12月末に期限を迎えることになっていた雇用調整助成金等の特例措置等は、2月末まで延長されます。県内企業の事業主の皆様には、引き続き雇用調整助成金等を活用して雇用を維持していただきたいことをお願いします。

1. 「雇用調整助成金」の特例措置等の延長及び申請期限について

(1) 特例措置等の延長について

雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、期限が令和2年12月末までとなっておりましたが、令和3年2月末まで延長いたします。

(2) 申請期限について

雇用調整助成金の申請期限は「支給対象期間」の最終日の翌日から起算して2ヶ月以内（郵送の場合は必着）となっていますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金〈休業手当〉を受け取ることができない中小事業主の労働者が対象）については、4月から9月までの休業した期間に対する申請期限が令和2年12月31日までとなっております。

申請書には事業主記載欄がありますので、従業員から依頼があった際はご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

・雇用調整助成金

職業対策課 (022-299-8063)

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター (0120-221-276)

2. 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口の設置について

宮城労働局では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金活用の働きかけを行っています。

●小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000758322.pdf>

また、上記助成金の支給要領が改正され、対象となる休暇取得の期間が本年12月31日から令和3年2月28日まで延長される予定です。

※支給要件の詳細や具体的な手続き等は、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）

3. 守ってね！最低賃金。

県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、令和2年10月1日から825円に改正されました。

12月15日から12月24日にかけて、下記の3つの産業の県内事業所で働く労働者に適用される最低賃金が改正されます。

自分の職場の賃金をチェックしてみましょう。

●特定（産業別）最低賃金

- ・鉄鋼業 時間額925円（12月15日から）
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額864円（12月20日から）
- ・自動車小売業 時間額891円（12月24日から）

●宮城県最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/22540.html>

●宮城県の特定（産業別）最低賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225/20201124sangyoubetusaichin.html>

【お問合せ先】 賃金室（022-299-8841）

4. 職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防の徹底をお願いします！

直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加が続いています。

職場での感染も増加しており、すべての事業場での一層の感染予防対策の強化をお願いします。

具体的には、換気の悪い密閉空間の改善などの項目を新たに追加した「職場におけるチェックリスト」を用いて、職場の実態を点検し、不適切な点はすぐに改善に取り組みましょう。

職場も家庭も明るい笑顔で年末・年始を迎えることができるよう、労使一体となって、感染予防、健康管理に努めましょう。

- 11月27日付け厚生労働省労働基準局記者発表
「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、経済団体などに再度協力を依頼しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15080.htm
↓

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

5. VRで労災を体験！体験会申込者募集中！！

労働災害に遭わないことが良いに決まっていますが、体験しないと分からないこともあるはずですよ。

厚生労働省では、労働災害防止のため、VR（仮想現実）を用いた安全衛生教材を用いた体験会への参加者を募集しています。

マンネリとなりがちな安全衛生教育を活性化するための良い機会です。

皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

日時：令和2年12月18日（金）

(1) 午前の部 10:00～13:00

(2) 午後の部 14:00～17:00

場所：仙台サンプラザホール

（JR仙石線榴ヶ岡駅出入口すぐ）

定員：各30名（参加費は無料です。）

お申込み先：みずほ情報総研（株）（委託事業）

→お申込みは次のURLにてお願いします。

<https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2020/mhlw-vr-event/index.html>

詳細は、宮城労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【お問合せ先】 健康安全課 (022-299-8839)

6. 就職氷河期世代を対象とした企業向け採用活動支援セミナーの開催について（委託事業）

いわゆる就職氷河期世代は、概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代で、その中には希望する就職ができず、現在も様々な課題に直面している方がいます。

こうした就職氷河期世代の方を採用した企業の事例や職場定着のノウハウを紹介するセミナーを下記の通り開催いたします。「今まで若い世代の採用のみ行ってきた」という企業の方、ぜひご参加下さい。

■第1回

日時：令和3年1月26日（火） 14:00～16:00

会場：AER（6Fセミナールーム2）

仙台市青葉区中央1-3-1

■第2回

日時：令和3年2月17日（水） 14:00～16:00

会場：仙台サンプラザ（1Fローズ）

仙台市宮城野区榴岡5-11-1

※両日ともオンラインでも同時開催します。

（Zoom使用）

【お申し込み・お問合せ先】

「令和2年度就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援」事務局
キャリアバンク(株)仙台支店 022-393-6020

7. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、年末の業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職

場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる機運を盛り上げることをしています。

宮城労働局では、以下のとおり月間中に「ハラスメント特別相談会を開催」とともに「ハラスメント対応特別相談窓口を開設」します。みなさまからのご相談をお待ちしております。

1 ハラスメント特別相談会の開催

(1) 相談をお受けする対象者など

職場のハラスメント対策等に関して、どなたでもご相談いただけます。

(2) 相談会の開催日時

第1回：令和2年12月8日(火)10:00～16:30

第2回：令和2年12月9日(水)10:00～16:30

[いずれも予約不要・駐車場無]

(3) 相談会場

ハローワーク仙台 3階会議室

(所在地 仙台市宮城野区榴岡4-2-3
仙台MTビル3階)

2 ハラスメント対応特別相談窓口の開設

(1) 期間

令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

(2) 受付時間

9時～16時30分

(3) 開設場所 宮城労働局 雇用環境・均等室

◆所在地 仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎8階

◆電話番号 022-299-8834/022-299-8844

◆相談方法 電話及び来庁での相談に対応いたします。

【お問合せ先】雇用環境・均等室(022-299-8844)

8. 冬期における年次有給休暇の取得促進について

この冬の休暇は、

まったり、ほっこり、ゆったりと。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営に資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間

単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

また、休暇の分散化が求められているこの冬においては、計画的付与制度は休暇の分散化にもつながります。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

9. 「えるぼし認定」企業として2社、「くるみん認定」企業として1社を認定しました！

宮城労働局では、女性活躍推進法に基づき2社、次世代育成支援対策推進法に基づき1社を認定（くるみん認定）し、令和2年11月25日に認定通知書を交付しました。

- ・認定企業
 - ◆株式会社みやぎ愛隣会（えるぼし3段階）
 - ◆株式会社仙台銀行（えるぼし2段階）
 - ◆東北電力株式会社（くるみん3回目）

「えるぼし認定」は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業（女性活躍企業）として、女性活躍のための行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。

「くるみん認定」は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）として、次世代育成支援のための行動計画を達成した企業のうち、一定の基準を満たした企業を認定する制度です。

●認定企業の詳細など

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000756042.pdf>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
